

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成２年大和市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「１００分の１４．７」を「１００分の１２．１」に改める。

第１５条第１項中「１４．７分の２．４」を「１２．１分の２．４」に改める。

第３１条第１号ア中「１，０００円」を「２，０００円」に改め、同号イ中「１，２００円」を「２，０００円」に改め、同号ウ中「１，６００円」を「２，４００円」に改め、同号エ中「２，５００円」を「３，７００円」に改め、同条第２号ア(ア)中「２，４００円」を「３，６００円」に改め、同号ア(イ)中「３，１００円」を「３，９００円」に改め、同号ア(ウ)中「５，５００円」を「６，９００円」に、「７，２００円」を「１０，８００円」に、「３，０００円」を「３，８００円」に、「４，０００円」を「５，０００円」に改め、同号ア(エ)中「２，４００円」を「３，６００円」に改め、同号ア(オ)を削り、同号イ(ア)中「１，０００円」を「２，０００円」に改め、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「４，７００円」を「５，９００円」に改め、同号イ中(ウ)を(イ)とし、同条第３号中「４，０００円」を「６，０００円」に改める。

附則第９項を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

- ９ 法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第３１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３１条第２号ア(イ)	３，９００円	４，６００円
第３１条第２号ア(ウ)	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 4 条及び第 1 5 条第 1 項の改正規定並びに次項の規定 平成 2 6 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 3 1 条の改正規定並びに附則第 3 項及び第 6 項（改正後の大和州市税条例（以下「新条例」という。）附則第 9 項に係る部分を除く。）の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日
- (3) 附則第 9 項の改正規定並びに附則第 4 項、第 5 項及び第 6 項（新条例附則第 9 項に係る部分に限る。）の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日
- （法人の市民税に関する経過措置）

2 新条例第 1 4 条及び第 1 5 条第 1 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第 3 1 条の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 6 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 9 項の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

5 平成 1 5 年 1 0 月 1 4 日前に初めて道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 9 項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の 1 2 月」とする。

6 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 3 1 条及び附則第 9 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 3 1 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
新条例第 3 1 条第 2 号ア(ウ)	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

新条例附則第 9 項の表以外の部分	第 3 1 条	大和州市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年大和市条例第 号。以下この項において「改正条例」という。）附則第 6 項の規定により読み替えて適用される第 3 1 条
新条例附則第 9 項の表第 3 1 条第 2 号ア (イ) の項	第 3 1 条第 2 号ア (イ)	改正条例附則第 6 項の規定により読み替えて適用される第 3 1 条第 2 号ア (イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
新条例附則第 9 項の表第 3 1 条第 2 号ア (ウ) の項	第 3 1 条第 2 号ア (ウ)	改正条例附則第 6 項の規定により読み替えて適用される第 3 1 条第 2 号ア (ウ)
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円